

特定施設の整備要望の評価・選定について

1 評価基準(合計:90点)

○ 個別要因(配点63点)

(1): 予定地の状況(配点15点)

番号	評価項目	評価の視点	配点
①	用地取得の確実性	用地取得(賃貸借含む)は確実に行われるか。	3点
②	用地の権利関係	用地の権利関係が自己所有若しくは国又は自治体からの賃貸借など安定性の高いものとなっているか。	3点
③	土地利用の制限の有無(市街化調整区域、農用地区域、保安林等)	整備にあたって支障となる土地の利用制限はないか。(市街化調整区域、農用地区域、保安林等)	3点
④	建築法令等への適合性(道路等敷地外に係るもの)	建築法令等への適合のために、改善の必要な現況(進入路等敷地外に係るもの)はないか。	3点
⑤	その他建築法令等への適合性	その他、建築法令等への適合のために、改善の必要な現況(進入路等敷地外に係るもの以外)はないか。	3点

(2): 資金計画(配点18点)

番号	評価項目	評価の視点	配点
⑥	自己資金の水準	総事業費のうち一定割合が自己資金及び寄付金によりまかなわれているか。	3点
⑦	自己資金調達の確実性	自己資金及び寄付金が確実に確保できるか。	3点
⑧	借入金の水準	借入金水準は、高くないか。	3点
⑨	借入金調達の確実性	借入金確実に調達できるか。	3点
⑩	運転資金の水準	一定の運転資金は確保されているか。	3点
⑪	事業費積算の妥当性	建築費は適切に見込まれているか。	3点

(3): 計画推進体制(配点6点)

番号	評価項目	評価の視点	配点
⑫	計画推進体制の確保状況	施設整備計画(社会福祉法人設立含む)を推進していく組織、人員等の体制が確保されているか。	3点
⑬	整備計画のスケジュールの妥当性	施設整備計画のスケジュールが各種法令等に基づく手続きの必要期間にも留意して、実現可能なものとなっているか。	3点

(4): 運営の安定性(配点9点)

番号	評価項目	評価の視点	配点
⑭	既存の高齢者福祉施設・老健・特定施設の経営実績	高齢者福祉施設(特養、養護、軽費老人ホームに限る。)、老健又は特定施設を運営しているか。(本県所管外除く)	3点
⑮	監査指導による監査上の所見	⑭の高齢者福祉施設、老健又は特定施設の県による監査指導結果に問題はないか。(高齢者福祉施設、老健及び特定施設を運営していない場合(本県所管外含む)は、3点で評価)	3点
⑯	法人の運営方針	法人の運営方針が、介護保険事業者としての社会的責任を十分に踏まえたものとなっているか。	3点

(5): サービス提供の質(配点15点)

番号	評価項目	評価の視点	配点
⑰	事業運営に対する理念	事業運営に対する理念を十分もっているか。	3点
⑱	サービス提供の特徴	入居者等の生活の質の向上につながる等の特徴的なサービスを提供しているか。	3点
⑲	地域における医療と福祉の連携の進め方	地域における医療との連携の進め方が、計画的かつ実現性があるか。	3点
⑳	職員の人材確保、人材育成方策	職員の人材確保、人材育成方策が、計画的かつ実現性があるか。	3点
㉑	介護サービスの経営実績	介護保険事業(福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援事業除く)の経営実績はあるか。	3点

○ 地域要因(配点27点)

(6): 市町村の整備水準(配点6点)

番号	評価項目	評価の視点	配点
㉒	施設所在市町村の特定施設整備水準	施設所在市町村の要介護認定者当たりの特定施設整備床数が県内他市町村に比べ高くないか。	3点
㉓	施設所在市町村の特養入所待機者の水準	施設所在市町村(住民)の要介護認定者当たりの特養入所申込者数は、県内他市町村に比べ高水準か。	3点

(7): 市町村の支援・連携(配点6点)

番号	評価項目	評価の視点	配点
㉔	施設との連携	市町村と施設との連携について、具体的に記載されており、かつ実現性があるか。	3点
㉕	当該事業者の推薦理由	整備の必要性が具体的に記載されており、かつ当該整備について市町村介護保険事業計画との整合性が図られているか。	3点

(8): 市町村の優先順位(配点9点)

番号	評価項目	評価の視点	配点
㉖	市町村の優先順位	同一市町村から複数の応募がある場合、市町村の優先順位は1位であるか。	9点

(9): その他(配点6点)

番号	評価項目	評価の視点	配点
㉗	その他計画推進にあたり周辺状況を含めて特筆すべき事項	その他整備計画推進にあたり周辺状況を含め特筆すべきプラス要因はあるか、また、マイナス要因はないか。	3点
㉘	市町村内での施設配置バランス等(まちづくり計画含む)	市町村内での特定施設の配置バランスは適切か。また、既存の特定施設(別法人設置)と近接していないか。	3点

2 選定

- ・個別要因と地域要因について評価を行い、合計点数の上位の計画から順に選定する。
- ・合計点数(市町村の優先順位の配点を除く)が、6割未満の計画は選定しない。
- ・合計点数が同点の場合は、当該施設所在地市町村の要介護者当たりの特定整備床数(29年度までの選定分)の数値が低い方の計画を優先して選定する。
- ・県全体の選定数上限は、768床とする。
- ・第7期計画に定める圏域別(西和、東和・中和、南和)の整備計画数の範囲内で選定する。